

旅行命令等の権限の再委任に関する訓令

(最終改正：平成16年 7 月27日 和歌山県警察本部訓令第48号)

旅行命令等の権限の再委任に関する訓令を次のように定める。

旅行命令等の権限の再委任に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号）第 4 条第 2 項及び、第 4 項の規定に基づき、和歌山県警察職員の旅行命令の権限を再委任できる職員の指定及び代理できる職員の指定について必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令権者)

第 2 条 和歌山県警察に勤務する職員の旅行命令を行う者は、別表第 1 のとおりとする。

(旅行命令権者の代理者)

第 3 条 前条に掲げる旅行命令権者は、事故のためその職務を行うことができない場合には、別表第 2 に規定する者に代理させることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、旅行命令権者の代理者を指定した場合は、別記様式により警務部会計課長を経由して報告するものとする。

別表第 1 （第 2 条関係）

旅行命令権者及び旅行命令を受ける職員

旅 行 命 令 権 者	旅行命令を受ける職員
課 長	課長を除く課員
科学捜査研究所長	所長を除く所員
機動捜査隊長、交通機動隊長、高速 道路交通警察隊長、機動隊長	隊長を除く隊員
警 察 学 校 長	校長を除く職員及び生徒
警 察 署 長	署長以下署員

別表第 2 （第 3 条関係）

旅 行 命 令 権 者 の 代 理 者

所 属	代理させることができる職員
課	次席又は課長補佐
科学捜査研究所	副所長又は主任研究員
機動捜査隊、交通機動隊、高速道路 交通警察隊、機動隊	副隊長又は隊長補佐
警 察 学 校	副校長又は校長補佐

警 察 署	副署長若しくは次長又は課長
-------	---------------

(別記様式省略)